

令和6年度 古平福祉会（本部）事業報告

（事業実施経過）

当法人は、平成12年度からの社会福祉基礎構造改革の流れをひとつの分岐点とし、高齢になった知的障害者の地域生活継続と在宅介護支援強化の為、まず介護保険法による事業者指定に着手する。更に平成18年10月1日、「障害者自立支援法」（現：「障害者総合支援法」）による事業所として早期に新体制へ完全移行し、「障害」・「高齢」・「児童」等への総合的なサービスを、それぞれの分野で横断的な対応を地域の中で機能(事業)整備を行い、当会独自の地域包的な実践をスピード感をもって進めてきました。

当法人は事業開始44年を迎えました。当初より障害者の社会参加(自立)を求め事業指定・施設整備等を実施して来ました。地元近隣の職場に就職し地域での生活を営んで来た利用者も30歳、40歳と年を重ね高齢となり病気や身体的理由から「共働の家」への再入所者や老人関係施設、医療施設等への入所が増えていきます。この事を踏まえ、高齢となった障害者の処遇改善事業への展開へ大きく舵を切る時を迎えています。この6年間の法人全体事業の見直しを進めるにあたり2つの大きな柱を掲げ、1つは『運営基盤の安定化(資金収支の是正)』・もう一つは『高齢となった利用者の処遇改善』です。令和6年度はまず1つ目として今まで進めてきた事業全体の見直しによる事業変更(統合・縮小・廃止等)計画(未達成分)の総括を実施し、資金収支の是正について「新たなサービスの創設(居宅介護サービスの推進・共生型事業への移行)・新たな利用者の増員他」適正な施設利用定員の策定を進める。2つ目として「人材の確保・育成・定着」の取り組み。労働人口の減少が顕著にみられ前述の計画(目標)も人材不足が壁となり進まない事業・サービスが見られ、この間資金収支も悪化しております。本会幹事会において重要な課題として幹事組織(担当チーム)により人材確保を進め、7年度に向けてまず改善への事業の優先順位とタイムスケジュールを改め具体的に進める。3つ目として「共働の家」原子力災害対策事業(放射線防護対策・モデル事業)の実施に併せて多発する自然災害の対応を強化し、現状に合わせた防災計画の見直しと避難訓練を実施した。改めてこの度の「共働の家」の国庫による助成事業(2事業)が完了した事からこの事業目的でもある「地域で支えあう関係づくり」の構築を進め古平町とも協議を実施した。

7年度の具体的な計画内容(1～6項目)として継続した。

- 1、各事業所の利用定員の適正化
～指定定員の減員と利用者の増員～
- 2、「風花」の障害者グループホームの創設
～認知症グループホームに併せて多機能一体型へ～
- 3、「ひまわりくらぶ」廃止後の日中一時支援の継続
～新たな児童へのアフターケア～
- 4、介護保険事業の運営の是正
～古平町と協議を重ねる～
- 5、7年度に向けて老朽化する建物の保守管理
～処分等年次リストの作成～
- 6、人材確保で職員の労働環境を改善
～事業運営の安定化を進める～

令和 6 年度 本部事業実施報告書

1. 理事会開催（4回）

令和6. 5.28	<p>令和6年度 第1回(285回)</p> <p>場 所 午後2時00分～同4時40分 法人本部棟会議室</p> <p>出席者 理 事 6名、監 事 3名</p> <p>議 長 理事長 菊地 修二</p> <p>署名人 理事長 菊地修二 監事 大澤良一・同 村田 博・同 八戸幸治</p> <p>承認議案 全3件 （全議案承認）</p>
令和6. 8.27	<p>令和6年度 第2回(286回)</p> <p>場 所 午後2時00分～同3時50分 法人本部棟会議室</p> <p>出席者 理 事 6名、監 事 3名</p> <p>議 長 理事長 菊地 修二</p> <p>署名人 理事長 菊地修二 監事 大澤良一・同 村田 博・同 八戸幸治</p> <p>承認議案 全5件 （全議案承認）</p>
令和7. 1.27	<p>令和6年度 第3回(287回)</p> <p>場 所 午後3時30分～同5時00分 法人本部棟会議室</p> <p>出席者 理 事 6名、監 事 3名</p> <p>議 長 理事長 菊地 修二</p> <p>署名人 理事長 菊地修二 監事 大澤良一・同 村田 博・同 八戸幸治</p> <p>承認議案 全1件 （全議案承認）</p>
令和7. 3.21	<p>令和6年度 第4回(288回)</p> <p>場 所 午後1時30分～午後4時15分 法人本部棟会議室</p> <p>出席者 理 事 6名、監 事 3名</p> <p>議 長 理事長 菊地 修二</p> <p>署名人 理事長 菊地修二 監事 大澤良一・同 村田 博・同 八戸幸治</p> <p>承認議案 全8件 （全議案承認）</p>

2. 評議員会開催（3回）

令和6. 6.14	<p>令和 6 年度 第1回(102回)</p> <p>場 所 午後1時30分～同4時15分 法人本部棟会議室</p> <p>出席者 理事長・専務理事・事務局長・監事(代表)1名・(事務局3名)</p> <p>評議員 7名</p> <p>議 長 本間良子</p> <p>署名人 議長 本間良子、評議員 佐藤アツ子・同 田口博久</p> <p>承認議案 全7件 （全議案承認）</p>
令和6. 9.18	<p>令和 6 年度 第2回(103回)</p> <p>場 所 午後1時30分～同 2時50分 法人本部棟会議室</p> <p>出席者 理事長・専務理事・事務局長・監事(代表)1名・(事務局1名)</p> <p>評議員 6名(欠席1名)</p> <p>議 長 白川浩一</p> <p>署名人 議長 白川浩一、評議員 本間良子・同 小玉正司</p> <p>承認議案 全4件 （全議案承認）</p>
令和7. 3.28	<p>令和 6 年度 第3回(104回)</p> <p>場 所 午後1時30分～同 4時30分 法人本部棟会議室</p> <p>出席者 専務理事・理事・事務局長・監事(代表)1名・(事務局2名)</p> <p>評議員 7名</p> <p>議 長 本間良子</p> <p>署名人 議長 本間良子、評議員 白川浩一・同 本間利和子</p>

3. ①監査 令和6年度(法人監事)(5回)

令6. 5.27	令和6年度 第1回 法人監事監査 場 所 午前10時～午後4時00分 法人本部棟会議室 出 席 者 監事 大澤良一・村田 博・八戸幸治・上野事務局長 法人各会計担当者5名 立会理事 菊地理事長(代表幹事) 監査事項 令和5年度決算事項、他利用者処遇関係
令6. 7.23	令和6年度 第2回 法人監事監査 場 所 午前10時～午後2時30分 法人本部棟会議室 出 席 者 監事 大澤良一・村田 博・八戸幸治・上野事務局長 法人各会計担当者5名 立会理事 菊地理事長(代表幹事) 監査事項 定例監査(会計/4月分)、他利用者処遇関係
令6. 11.22	令和6年度 第3回 法人監事監査 場 所 午前10時～午後3時30分 法人本部棟会議室 出 席 者 監事 大澤良一・村田 博・八戸幸治・上野事務局長 法人各会計担当者5名 立会理事 菊地理事長(代表幹事) 監査事項 定例監査(会計/9月分)、他利用者処遇関係
令7. 1.27	令和6年度 第4回 法人監事監査 場 所 午前10時～午後3時00分 法人本部棟会議室 出 席 者 監事 大澤良一・村田 博・八戸幸治・上野事務局長 法人各会計担当者6名 立会理事 菊地理事長(代表幹事) 監査事項 定例監査(会計/11月分)、他利用者処遇関係
令7. 3.19	令和6年度 第5回 法人監事監査 場 所 午前10時～午後3時30分 法人本部棟会議室 出 席 者 監事 大澤良一・村田 博・八戸幸治・上野事務局長 法人各会計担当者5名 立会理事 菊地理事長(代表幹事) 監査事項 定例監査(会計/1月分)、他利用者処遇関係

令 6.10.17	令和 6 年度障害福祉サービス事業者等による集団指導の実施			
	1		対象施設又は事業所名	事業種別
		1	「きょうどう」	就労継続支援 B 型・生活介護
		2	「みっくすベジタ」	就労継続支援 B 型・生活介護
		3	「若者宿」	共同生活援助
		4	「セルフケア」	自立訓練(機能訓練)・児童発達(センターを除く)
		5	「いこいの家」	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・生活介護・短期入所
		6	「共働の家」	生活介護・短期入所・施設入所支援
	2	日時及び場所		令和 6 年 10 月 17 日(水)9:15~12:00 後志総合振興局 2 階講堂 (zoom によるハイブリット形式):
	3	次 第	1. 開 会 2. 議 題 (1)指導監査について (2)指導監査結果・方針等について (3)業務管理体制について (4)感染症・食中毒について (5)非常災害対策について (6)虐待防止について (7)意思決定支援について (8)事故発生報告について (9)就労系事業所の運営の適正化について (10)栄養成分表示義務化について (11)サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の取扱いについて (12)令和 6 年度報酬改定について (13)事業廃止(休止)に係る留意事項等について (14)北海道障がい福祉サポートセンターについて (15)差別等の解消について (16)ケアラーについて (17)労働関係法令周知等について ※労働基準監督署説明 3. 閉 会 (北海道後志総合振興局)	

<p>令 6.11.26</p>	<p>令和6年度社会福祉法人に係る指導監査の実施</p> <table border="1" data-bbox="405 203 1449 365"> <tr> <td data-bbox="405 203 459 248">1</td> <td data-bbox="459 203 900 248">対象施設又は事業所名</td> <td data-bbox="900 203 1449 248">事業種別</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 248 459 282"></td> <td data-bbox="459 248 900 282">「社会福祉法人古平福祉会」</td> <td data-bbox="900 248 1449 282">法人運営全般</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 282 459 365">2</td> <td data-bbox="459 282 900 365">日時及び場所</td> <td data-bbox="900 282 1449 365">令和6年11月26日(火)10:30~15:00 法人本部2階</td> </tr> </table> <p data-bbox="424 371 580 405">3. 提出書類</p> <p data-bbox="448 416 995 450">(1)社会福祉法人運営調書（法人・事業・管理）</p> <p data-bbox="916 501 1350 535">—— 事前書類提出 令6.11.19</p> <p data-bbox="424 586 608 620">4. 監査の結果</p> <p data-bbox="472 629 1361 703">令和6年(2024年)11月26日に実施したこのことについて、概ね適切な運営が行われていると認められるので、通知します。</p> <p data-bbox="472 712 1114 745">なお、引き続き適切な運営に努められるよう願います。</p>	1	対象施設又は事業所名	事業種別		「社会福祉法人古平福祉会」	法人運営全般	2	日時及び場所	令和6年11月26日(火)10:30~15:00 法人本部2階
1	対象施設又は事業所名	事業種別								
	「社会福祉法人古平福祉会」	法人運営全般								
2	日時及び場所	令和6年11月26日(火)10:30~15:00 法人本部2階								
<p>令 7.3.21</p>	<p>令和6年度社会福祉施設指導監査の実施</p> <p data-bbox="400 880 775 913">1. 指導監査の方法「書面監査」</p> <p data-bbox="400 922 735 956">2. 対象施設名及び事業種別</p> <table border="1" data-bbox="427 983 1431 1072"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 983 995 1028">対象施設名</th> <th data-bbox="995 983 1431 1028">事業種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 1028 995 1072">地域活動支援センターつどい</td> <td data-bbox="995 1028 1431 1072">地域活動支援センター</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="400 1133 555 1167">3. 提出書類</p> <p data-bbox="424 1176 906 1209">(1)社会福祉法人・社会福祉施設運営調書</p> <p data-bbox="916 1261 1350 1294">—— 事前書類提出 令和 7.3.11</p>	対象施設名	事業種別	地域活動支援センターつどい	地域活動支援センター					
対象施設名	事業種別									
地域活動支援センターつどい	地域活動支援センター									

令 6 .10.17	令和6年度介護保険施設等に係る集団指導の実施	
	1	対象事業所 「グッドケア」(訪問介護・訪問入浴) 「いこいの家」(通所介護)
	2	日時及び場所 令和6年10月17日(水)13:15~16:45 後志総合振興局2階講堂 (zoomによるハイブリッド形式)
	3	次第 1. 開 会 2. 議 題 (1)職員の労務条件の確保・改善について (2)指導監査について (3)令和5年度実地指導監査結果について (4)介護保険施設等指導方針について (5)北海道基準条例等について (6)衛生管理等について (7)高齢者虐待防止・身体拘束廃止について (8)非常災害対策について (9)業務継続に向けた取組の強化について (10)防犯について (11)事故発生時状況報告について (12)有料老人ホームに対する指導等について (13)電子申請届出システムについて (14)災害時情報共有システムについて (15)個人情報の適切な取扱いについて (16)介護サービス情報の公表について (17)業務管理体制について (18)介護サービス相談員について (19)ケアラーについて (20)処遇改善加算の取得について (21)介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等について (22)北海道働きやすい介護の現場認証制度について (23)介護保険最新情報について ※(1)労働基準監督署説明、(2)~(23)行政説明 3. 閉 会 (北海道後志総合振興局)

1	対象事業所名	「グッドケア」(訪問介護) 「いこいの家」(通所介護)
2	日時及び場所	令和6年11月13日(水)10:30~15:00 グッドケア2F
3	事業所出席者	管理者、計画作成担当者及び請求事務等について説明できる者 (担当職員3名)
4	準備すべき書類	① 自己点検一覧表 ② 居宅介護支援費加算自己点検シート ③ 運営規定 ④ 利用契約書・重要事項説明書 ⑤ 職員勤務形態一覧表及び出勤簿

——— 事前書類提出 令6.11.1

◎監査の結果

【訪問介護】

(1)勤務体制の確保等について

指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

また、事業主はセクシャルハラスメントやパワーハラスメント（職場におけるハラスメント）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられており、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等の取り組みを行うことが望ましいとされている。

貴事業所においては、訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化のため、職場におけるハラスメント防止の措置に関する指針を整備していることが確認したが、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備のうち、事業所ごとの相談に対応する窓口が記載されていないため、改善すること。

(平成 24 年北海道条例第 95 号第 32 条第 4 項)

(平成 11 年国通知老企第 25 号第 3 の 1 の 3 (21)④イ b)

【通所介護】

(1)内容及び手続の説明及び同意について

指定通所介護事業所は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

貴事業所では、重要事項を記した文書を交付して説明を行っていることが確認されたが、重要事項に関する規程の概要記載の従業者の員数については、実態と異なっているため改善すること。

(平成 24 年北海道条例第 95 号第 113 条準用 (第 9 条))

(2)勤務体制の確保等について

指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

	<p>また、事業主には、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント（職場におけるハラスメント）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられており、相談に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備等の取り組みを行うことが望ましいとされている。</p> <p>貴事業所においては、通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化のため、職場におけるハラスメント防止の措置に関する指針を整備していることを確認したが、事業所ごとの相談に対応する窓口が記載されていないため、改善すること。</p> <p style="text-align: right;">（平成 24 年北海道条例第 95 号第 108 条第 4 項）</p> <p style="text-align: center;">（平成 11 年国通知老企第 25 号第 3 の 6 の 3 (5) ④準用(第 3 の 1 の 3 の (21) ④イ b)）</p> <p>◎総括</p> <p>令和 6 年 11 月 13 日(水)に実施したこのことについて、概ね適切な運営が行われていると認められた旨、通知します。</p> <p>今後とも、適切な施設運営に努められますようお願いいたします。</p>									
<p>令 6 .11.22</p>	<p>令和 6 年度地域密着型サービス事業所による集団指導の実施</p> <table border="1" data-bbox="443 882 1334 1178"> <tr> <td data-bbox="443 882 507 972">1</td> <td data-bbox="507 882 724 972">対象事業所</td> <td data-bbox="724 882 1334 972">「風花」(認知症対応型共同生活介護・通所介護) 「セルフケア」(地域密着型通所介護)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 972 507 1061">2</td> <td data-bbox="507 972 724 1061">日時及び場所</td> <td data-bbox="724 972 1334 1061">令和 6 年 11 月 22 日(金) 13:30~15:45 後志広域連合 リモート(zoom)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1061 507 1178">3</td> <td data-bbox="507 1061 724 1178">次第</td> <td data-bbox="724 1061 1334 1178">介護報酬改定を踏まえた地域密着型サービス事業所運営のポイント</td> </tr> </table>	1	対象事業所	「風花」(認知症対応型共同生活介護・通所介護) 「セルフケア」(地域密着型通所介護)	2	日時及び場所	令和 6 年 11 月 22 日(金) 13:30~15:45 後志広域連合 リモート(zoom)	3	次第	介護報酬改定を踏まえた地域密着型サービス事業所運営のポイント
1	対象事業所	「風花」(認知症対応型共同生活介護・通所介護) 「セルフケア」(地域密着型通所介護)								
2	日時及び場所	令和 6 年 11 月 22 日(金) 13:30~15:45 後志広域連合 リモート(zoom)								
3	次第	介護報酬改定を踏まえた地域密着型サービス事業所運営のポイント								

4. 社会福祉事業変更及び定款変更届（認可申請）法務局登記 等

（登記関係）

<p>令 6. 6. 18</p>	<p>令和 5 年度 社会福祉法人古平福社会 資産の総額変更登記</p> <p style="text-align: right;">・・・金 2,427,883,941 円</p>
-------------------	---

（不動産使用証明願・固定資産非課税申請等）

<p>令 6. 5. 31</p>	<p>登録免許税法による不動産使用証明額</p> <p>〔当該建物名称等〕</p> <p>障害者支援施設「共働の家」の北海道原子力防災対策事業による設備棟「フィルター棟 B 棟」の設置</p> <p style="text-align: right;">令和 6 年 5 月 31 日</p> <p>北海道知事 様</p> <p style="text-align: right;">(申請者) 所在地 北海道古平町平町大字新地町 21 番地 4 号 法人名 社会福祉法人 古平福社会</p>
-------------------	--

代表者 理事長 菊地 修二

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に掲げる登記に係る証明願
登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産に係る登記が同法別表第3の10の項の第3欄の第1号に該当することについて、同法施行規則第3条第1項の規定により証明くださるよう申請します。

記

	所在	地番又は家屋番号	地目又は建物の種類・構造	地積又は床面積	具体的用途
証明を受ける不動産	1.北海道古平郡古平町大字歌棄町203番地3	家屋番号 203番地3の5	機械室鉄骨造 陸屋根平家建	101.50㎡	事業種別： 障害者支援施設 名称： 障害者支援施設 「共働の家」本館付機械設備「フィルター棟」B棟 用途： 障害者支援施設の用に供する建物

上記不動産に係る登記は、

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に該当することを証明します。

令和7年1月29日

北海道知事 鈴木 直道 印

(定款変更認可申請書)

令 7. 3. 7

- ① 「共働の家」原子力災害対策事業による基本財産(フィルター棟B棟)編入
- ② 現行定款の訂正箇所を改める

社会福祉法人定款認可申請書		
届出者	主たる事務所の所在地	北海道古平郡古平町大字新地町21番地4号
	(ふりがな) 法人の名称	しゃかいふくしほうじん ふるびらふくしかい 社会福祉法人 古平福社会
	代表者の氏名	理事長 菊地 修二
申請年月日		令和7年3月7日
変更の内容		変更の理由
変更前の条文	変更後の条文	
<p>第一章 総則</p> <p>(目的) 第一条 　　)</p> <p>(名称) 第二条 　　)</p> <p>(経営の原則) 第三条 　　)</p> <p>(事務所の所在地) 第四条 この法人の事業所を北海道古平郡古平町大字新地町21番地4号に置く</p> <p>(事業の名称) 第五条 　　)</p> <p>(構成) 第一〇条 　　)</p> <p>(権限) 第十一条 評議員会は、次の事項について決議する。 (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任 (2) 　　) (9) 　　)</p> <p>(開催) 第十二条 　　)</p> <p>(議事録)</p>	<p>左 同</p> <p>(事務所の所在地) 第四条 この法人の事業所を北海道古平郡古平町大字新地町21番地4に置く</p> <p>左 同</p> <p>(権限) 第十一条 評議員会は、次の事項について決議する。 (1) 理事及び監事の選任又は解任 左 同</p> <p>(開催) 左 同</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>現行定款の訂正箇所を改めた(登記簿謄本に合わせた)(4号→号を削除)</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>現行定款の訂正箇所を改めた ～並びに会計監査人(削除)</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>

定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	<p>第四章 役員及び職員 (役員の定数) 第一六条 この法人には次の役員を置く (1) 理事 6名 (2) 監事 3名 2理事のうち1名を、法人の代表権を有する代表理事とする。(以下「理事長」という。)</p> <p>3 { } 省略 5</p> <p>第八条 役員等の損害補償責任の免除 (責任の免除) 第三一条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法人第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第113条第1項の規程により免除することができる額を限度として理事会の決定によって免除することができる。</p> <p>(責任限定契約) 第三二条 理事(理事長、業務執行理事、事業を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)、監事(以下この条において「非業務執行理事等」という)が、任務を怠った事によって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金150万円以上で予め定めた額と、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人に関する法律第113条第1項2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。</p>	<p>第四章 役員及び職員 (役員の定数) 第一六条 この法人には次の役員を置く (1) 理事 6名 (2) 監事 3名 2理事のうち1名を理事長とする。</p> <p>左 同</p> <p>第八条 役員等の損害補償責任の免除 (責任の免除) 第三一条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法人第45条の22号第2項において準用する一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第113条第1項の規程により免除することができる額を限度として理事会の決定によって免除することができる。</p> <p>(責任限定契約) 第三二条 理事(理事長、業務執行理事、事業を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)、監事(以下この条において「非業務執行理事等」という)が、任務を怠った事によって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金150万円以上で予め定めた額と、社会福祉法第45条22項第2項において準用する一般社団法人に関する法律第113条第1項2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。</p>	<p>現行定款を定款例のとおり に改めた。</p> <p>変更なし</p> <p>第1条で「社会福祉法人」 を「法人」と略称規定にあ わせた。又、令和3年3月 1日施行の関係法律の改 正により現行定款の訂正 箇所を改めた。</p> <p>同 上</p>
	第九章 資産及び会計		

定款変更の内容及び理由	<p>第九章 資産及び会計 (資産の区分) 第三三条 ~ 省略 (土地) (1) } 省略) } (24) } (建物) (1) } 省略) } (55) } (56) 北海道古平郡古平町大字歌楽町203番地3所在の鉄骨造平屋建障害者支援施設「共働の家」本館付設機械設備「フィルター棟」1棟(延面積 101.50㎡)</p>	<p style="text-align: center;">左 同</p> <p>(56) 北海道古平郡古平町大字歌楽町 203 番地 3 所在の鉄骨造平屋建障害者支援施設「共働の家」本館付設機械設備「フィルター棟」A 棟(延面積 101.50㎡)</p> <p>(57) 北海道古平郡古平町大字歌楽町 203 番地 3 所在の鉄骨造平屋建障害者支援施設「共働の家」本館付設機械設備「フィルター棟」B 棟(延面積 101.50㎡)</p>	<p>変更なし</p> <p>新たに2棟目の「フィルター棟」が新設されたので、名称にA棟・B棟と付け区別した。</p>
-------------	---	--	---

4. 社会福祉事業変更及び定款変更届（認可申請）法務局登記 等
 （事業変更届・指定申請）※介護保険分

令 6. 4. 15	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出 <table border="1" data-bbox="416 286 1465 730"> <tr> <td data-bbox="416 286 496 427">1</td> <td data-bbox="496 286 667 427">事業所名</td> <td data-bbox="667 286 1465 427"> 「風花」(介護予防)認知症対応型共同生活介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 「セルフケア」(地域密着型通所介護・第1号通所事業) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 427 496 488">2</td> <td data-bbox="496 427 667 488">変更日</td> <td data-bbox="667 427 1465 488">令和6年4月1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 488 496 548">3</td> <td data-bbox="496 488 667 548">受理日</td> <td data-bbox="667 488 1465 548">令和6年4月18日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 548 496 730">4</td> <td data-bbox="496 548 667 730">算定の内容</td> <td data-bbox="667 548 1465 730"> <table border="1" data-bbox="679 589 1404 703"> <tr> <td data-bbox="679 589 852 627">変更前</td> <td data-bbox="852 589 1404 627">変更後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="679 627 852 703">なし</td> <td data-bbox="852 627 1404 703">高齢者虐待防止措置の実施の有無、基準型 業務継続計画策定の有無、基準型</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	1	事業所名	「風花」(介護予防)認知症対応型共同生活介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 「セルフケア」(地域密着型通所介護・第1号通所事業)	2	変更日	令和6年4月1日	3	受理日	令和6年4月18日	4	算定の内容	<table border="1" data-bbox="679 589 1404 703"> <tr> <td data-bbox="679 589 852 627">変更前</td> <td data-bbox="852 589 1404 627">変更後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="679 627 852 703">なし</td> <td data-bbox="852 627 1404 703">高齢者虐待防止措置の実施の有無、基準型 業務継続計画策定の有無、基準型</td> </tr> </table>	変更前	変更後	なし	高齢者虐待防止措置の実施の有無、基準型 業務継続計画策定の有無、基準型
1	事業所名	「風花」(介護予防)認知症対応型共同生活介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 「セルフケア」(地域密着型通所介護・第1号通所事業)															
2	変更日	令和6年4月1日															
3	受理日	令和6年4月18日															
4	算定の内容	<table border="1" data-bbox="679 589 1404 703"> <tr> <td data-bbox="679 589 852 627">変更前</td> <td data-bbox="852 589 1404 627">変更後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="679 627 852 703">なし</td> <td data-bbox="852 627 1404 703">高齢者虐待防止措置の実施の有無、基準型 業務継続計画策定の有無、基準型</td> </tr> </table>	変更前	変更後	なし	高齢者虐待防止措置の実施の有無、基準型 業務継続計画策定の有無、基準型											
変更前	変更後																
なし	高齢者虐待防止措置の実施の有無、基準型 業務継続計画策定の有無、基準型																
令 6. 4. 15	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出 <table border="1" data-bbox="416 860 1465 1167"> <tr> <td data-bbox="416 860 496 920">1</td> <td data-bbox="496 860 667 920">事業所名</td> <td data-bbox="667 860 1465 920">「いこいの家」通所介護</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 920 496 981">2</td> <td data-bbox="496 920 667 981">変更日</td> <td data-bbox="667 920 1465 981">令和6年4月1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 981 496 1167">3</td> <td data-bbox="496 981 667 1167">算定の内容</td> <td data-bbox="667 981 1465 1167"> <table border="1" data-bbox="679 1021 1404 1135"> <tr> <td data-bbox="679 1021 852 1059">変更前</td> <td data-bbox="852 1021 1404 1059">変更後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="679 1059 852 1135">なし</td> <td data-bbox="852 1059 1404 1135">高齢者虐待防止措置の実施の有無、基準型 業務継続計画策定の有無、基準型</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	1	事業所名	「いこいの家」通所介護	2	変更日	令和6年4月1日	3	算定の内容	<table border="1" data-bbox="679 1021 1404 1135"> <tr> <td data-bbox="679 1021 852 1059">変更前</td> <td data-bbox="852 1021 1404 1059">変更後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="679 1059 852 1135">なし</td> <td data-bbox="852 1059 1404 1135">高齢者虐待防止措置の実施の有無、基準型 業務継続計画策定の有無、基準型</td> </tr> </table>	変更前	変更後	なし	高齢者虐待防止措置の実施の有無、基準型 業務継続計画策定の有無、基準型			
1	事業所名	「いこいの家」通所介護															
2	変更日	令和6年4月1日															
3	算定の内容	<table border="1" data-bbox="679 1021 1404 1135"> <tr> <td data-bbox="679 1021 852 1059">変更前</td> <td data-bbox="852 1021 1404 1059">変更後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="679 1059 852 1135">なし</td> <td data-bbox="852 1059 1404 1135">高齢者虐待防止措置の実施の有無、基準型 業務継続計画策定の有無、基準型</td> </tr> </table>	変更前	変更後	なし	高齢者虐待防止措置の実施の有無、基準型 業務継続計画策定の有無、基準型											
変更前	変更後																
なし	高齢者虐待防止措置の実施の有無、基準型 業務継続計画策定の有無、基準型																
令 6. 4. 15	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出 <table border="1" data-bbox="435 1301 1457 1704"> <tr> <td data-bbox="435 1301 515 1391">1</td> <td data-bbox="515 1301 683 1391">事業所</td> <td data-bbox="683 1301 1457 1391">「グッドケア」(第1号訪問事業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1391 515 1469">2</td> <td data-bbox="515 1391 683 1469">変更日</td> <td data-bbox="683 1391 1457 1469">令和6年4月1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1469 515 1547">3</td> <td data-bbox="515 1469 683 1547">受理日</td> <td data-bbox="683 1469 1457 1547">令和6年4月18日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1547 515 1704">4</td> <td data-bbox="515 1547 683 1704">算定の内容</td> <td data-bbox="683 1547 1457 1704"> <table border="1" data-bbox="699 1574 1441 1671"> <tr> <td data-bbox="699 1574 874 1612">変更前</td> <td data-bbox="874 1574 1441 1612">変更後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 1612 874 1671">なし</td> <td data-bbox="874 1612 1441 1671">高齢者虐待防止措置の実施、基準型</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	1	事業所	「グッドケア」(第1号訪問事業)	2	変更日	令和6年4月1日	3	受理日	令和6年4月18日	4	算定の内容	<table border="1" data-bbox="699 1574 1441 1671"> <tr> <td data-bbox="699 1574 874 1612">変更前</td> <td data-bbox="874 1574 1441 1612">変更後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 1612 874 1671">なし</td> <td data-bbox="874 1612 1441 1671">高齢者虐待防止措置の実施、基準型</td> </tr> </table>	変更前	変更後	なし	高齢者虐待防止措置の実施、基準型
1	事業所	「グッドケア」(第1号訪問事業)															
2	変更日	令和6年4月1日															
3	受理日	令和6年4月18日															
4	算定の内容	<table border="1" data-bbox="699 1574 1441 1671"> <tr> <td data-bbox="699 1574 874 1612">変更前</td> <td data-bbox="874 1574 1441 1612">変更後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 1612 874 1671">なし</td> <td data-bbox="874 1612 1441 1671">高齢者虐待防止措置の実施、基準型</td> </tr> </table>	変更前	変更後	なし	高齢者虐待防止措置の実施、基準型											
変更前	変更後																
なし	高齢者虐待防止措置の実施、基準型																

令 6. 4. 15	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出 <table border="1" data-bbox="435 210 1455 539"> <tr> <td data-bbox="435 210 512 300">1</td> <td data-bbox="512 210 686 300">事業所</td> <td colspan="2" data-bbox="686 210 1455 300">「グッドケア」(介護予防)訪問入浴・訪問介護</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 300 512 376">2</td> <td data-bbox="512 300 686 376">変更日</td> <td colspan="2" data-bbox="686 300 1455 376">令和6年4月1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 376 512 539" rowspan="2">3</td> <td data-bbox="512 376 686 539" rowspan="2">算定の内容</td> <td data-bbox="686 376 884 450">変更前</td> <td data-bbox="884 376 1455 450">変更後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="686 450 884 539">なし</td> <td data-bbox="884 450 1455 539">高齢者虐待防止措置の実施、基準型</td> </tr> </table>	1	事業所	「グッドケア」(介護予防)訪問入浴・訪問介護		2	変更日	令和6年4月1日		3	算定の内容	変更前	変更後	なし	高齢者虐待防止措置の実施、基準型				
1	事業所	「グッドケア」(介護予防)訪問入浴・訪問介護																	
2	変更日	令和6年4月1日																	
3	算定の内容	変更前	変更後																
		なし	高齢者虐待防止措置の実施、基準型																
令 6. 5. 15	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出 <table border="1" data-bbox="416 680 1463 1153"> <tr> <td data-bbox="416 680 478 846">1</td> <td data-bbox="478 680 646 846">事業所</td> <td colspan="2" data-bbox="646 680 1463 846"> 「いこいの家」(通所介護) 「風花」((介護予防)認知症対応型共同生活介護・(介護予防)通所介護) 「セルフケア」(地域密着型通所介護・第1号通所型) 「グッドケア」(訪問介護・第1号訪問介護・訪問入浴・予防訪問入浴) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 846 478 1041" rowspan="2">2</td> <td data-bbox="478 846 646 1041" rowspan="2">算定の内容</td> <td data-bbox="646 846 1043 920">変更前</td> <td data-bbox="1043 846 1463 920">変更後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="646 920 1043 1041"> 介護職員処遇改善加算Ⅲ 介護職員等ベースアップ等支援加算 </td> <td data-bbox="1043 920 1463 1041"> 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13) なし </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1041 478 1099">3</td> <td data-bbox="478 1041 646 1099">変更年月日</td> <td colspan="2" data-bbox="646 1041 1463 1099">令和6年6月1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1099 478 1153">4</td> <td data-bbox="478 1099 646 1153">受理日</td> <td colspan="2" data-bbox="646 1099 1463 1153">令和6年5月22日</td> </tr> </table>	1	事業所	「いこいの家」(通所介護) 「風花」((介護予防)認知症対応型共同生活介護・(介護予防)通所介護) 「セルフケア」(地域密着型通所介護・第1号通所型) 「グッドケア」(訪問介護・第1号訪問介護・訪問入浴・予防訪問入浴)		2	算定の内容	変更前	変更後	介護職員処遇改善加算Ⅲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13) なし	3	変更年月日	令和6年6月1日		4	受理日	令和6年5月22日	
1	事業所	「いこいの家」(通所介護) 「風花」((介護予防)認知症対応型共同生活介護・(介護予防)通所介護) 「セルフケア」(地域密着型通所介護・第1号通所型) 「グッドケア」(訪問介護・第1号訪問介護・訪問入浴・予防訪問入浴)																	
2	算定の内容	変更前	変更後																
		介護職員処遇改善加算Ⅲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13) なし																
3	変更年月日	令和6年6月1日																	
4	受理日	令和6年5月22日																	
令 6. 7. 8	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出 <table border="1" data-bbox="416 1346 1452 1744"> <tr> <td data-bbox="416 1346 478 1406">1</td> <td data-bbox="478 1346 655 1406">事業所名</td> <td colspan="2" data-bbox="655 1346 1452 1406">「風 花」(介護予防)認知症対応型共同生活介護</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1406 478 1632" rowspan="2">2</td> <td data-bbox="478 1406 655 1632" rowspan="2">変更事項</td> <td colspan="2" data-bbox="655 1406 1452 1458">運営規定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 1458 999 1588"> 変更前 食材費 30,000 円/月 </td> <td data-bbox="999 1458 1452 1588"> 変更後 食材費 30日 36,000 円 31日 37,200 円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1632 478 1680">3</td> <td data-bbox="478 1632 655 1680">変更年月日</td> <td colspan="2" data-bbox="655 1632 1452 1680">令和6年7月1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1680 478 1744">4</td> <td data-bbox="478 1680 655 1744">受理日</td> <td colspan="2" data-bbox="655 1680 1452 1744">令和6年7月11日</td> </tr> </table>	1	事業所名	「風 花」(介護予防)認知症対応型共同生活介護		2	変更事項	運営規定		変更前 食材費 30,000 円/月	変更後 食材費 30日 36,000 円 31日 37,200 円	3	変更年月日	令和6年7月1日		4	受理日	令和6年7月11日	
1	事業所名	「風 花」(介護予防)認知症対応型共同生活介護																	
2	変更事項	運営規定																	
		変更前 食材費 30,000 円/月	変更後 食材費 30日 36,000 円 31日 37,200 円																
3	変更年月日	令和6年7月1日																	
4	受理日	令和6年7月11日																	

令 6. 7. 8	居宅介護支援事業所の指定更新申請書の提出 <table border="1" data-bbox="416 203 1444 524"> <tr> <td>1</td> <td>事業所名</td> <td>「微・助っ人」(居宅介護支援)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>指定年月日</td> <td>令和6年10月27日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>有効期間</td> <td>令和6年10月27日～令和12年10月26日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>介護保険事業所番号</td> <td>「微・助っ人」0172500167</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>サービスの種類</td> <td>「微・助っ人」居宅介護支援</td> </tr> </table>	1	事業所名	「微・助っ人」(居宅介護支援)	2	指定年月日	令和6年10月27日	3	有効期間	令和6年10月27日～令和12年10月26日	4	介護保険事業所番号	「微・助っ人」0172500167	5	サービスの種類	「微・助っ人」居宅介護支援
1	事業所名	「微・助っ人」(居宅介護支援)														
2	指定年月日	令和6年10月27日														
3	有効期間	令和6年10月27日～令和12年10月26日														
4	介護保険事業所番号	「微・助っ人」0172500167														
5	サービスの種類	「微・助っ人」居宅介護支援														
令 6. 12. 5	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 <table border="1" data-bbox="416 689 1444 972"> <tr> <td>1</td> <td>事業所</td> <td>「セルフケア」(地域密着型通所介護・第1号通所介護)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>変更事項</td> <td>運営規程(共生型自立訓練(機能訓練)・共生型児童発達支援廃止に伴い内容削除)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>変更年月日</td> <td>令和6年12月1日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>受理日</td> <td>令和6年12月9日</td> </tr> </table>	1	事業所	「セルフケア」(地域密着型通所介護・第1号通所介護)	2	変更事項	運営規程(共生型自立訓練(機能訓練)・共生型児童発達支援廃止に伴い内容削除)	3	変更年月日	令和6年12月1日	4	受理日	令和6年12月9日			
1	事業所	「セルフケア」(地域密着型通所介護・第1号通所介護)														
2	変更事項	運営規程(共生型自立訓練(機能訓練)・共生型児童発達支援廃止に伴い内容削除)														
3	変更年月日	令和6年12月1日														
4	受理日	令和6年12月9日														
令 7. 2. 13	介護予防の指定更新申請書の提出 <table border="1" data-bbox="416 1115 1444 1509"> <tr> <td>1</td> <td>事業所名</td> <td>「グッドケア」(介護予防訪問入浴)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>指定年月日</td> <td>令和7年4月1日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>有効期間</td> <td>令和7年4月1日～令和13年3月31日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>介護保険事業所番号</td> <td>「グッドケア」0172500167</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>サービスの種類</td> <td>「グッドケア」介護予防訪問入浴介護</td> </tr> </table>	1	事業所名	「グッドケア」(介護予防訪問入浴)	2	指定年月日	令和7年4月1日	3	有効期間	令和7年4月1日～令和13年3月31日	4	介護保険事業所番号	「グッドケア」0172500167	5	サービスの種類	「グッドケア」介護予防訪問入浴介護
1	事業所名	「グッドケア」(介護予防訪問入浴)														
2	指定年月日	令和7年4月1日														
3	有効期間	令和7年4月1日～令和13年3月31日														
4	介護保険事業所番号	「グッドケア」0172500167														
5	サービスの種類	「グッドケア」介護予防訪問入浴介護														

4. 社会福祉事業変更及び定款変更届（認可申請）法務局登記 等
 （事業変更届・指定申請）※障害福祉分

令 6. 4. 15	介護給付費算定等に係る体制等に関する届出書 <p style="text-align: right;">令和6年4月1日付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所(事業種類) 「共働の家」(生活介護・短期入所・施設入所支援) 「若者宿」(共同生活援助(介護サービス包括型)) 「きょうどう」(就労継続支援B型・生活介護) 「みっくすベジタ」(就労継続支援B型・生活介護) 「いこいの家」 (居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)・(共生型生活介護) 「セルフケア」(共生型児童発達支援・共生型自立訓練) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">特記事項</td> <td>福祉・介護職員処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の申請</td> </tr> </table>	特記事項	福祉・介護職員処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の申請
特記事項	福祉・介護職員処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の申請		
令 6. 4. 19	令和6年度介護給付費算定等に係る体制等に関する届出書 <p style="text-align: right;">令和6年4月1日付</p> <ul style="list-style-type: none"> 「共働の家」(生活介護・短期入所・施設入所支援) 「若者宿」(共同生活援助(介護サービス包括型)) 「きょうどう」(就労継続支援B型・生活介護) 「みっくすベジタ」(就労継続支援B型・生活介護) 「いこいの家」 (居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)・(共生型生活介護) 「微・助っ人」(一般相談支援) 「セルフケア」(共生型児童発達支援・共生型自立訓練) 		
令 6. 4. 23	令和6年度障害福祉サービス事業所等に係る現況報告書 <p style="text-align: right;">令和6年4月1日付</p> <ul style="list-style-type: none"> 「共働の家」(生活介護・短期入所・施設入所支援) 「若者宿」(共同生活援助(介護サービス包括型)) 「きょうどう」(就労継続支援B型・生活介護) 「みっくすベジタ」(就労継続支援B型・生活介護) 「いこいの家」 (居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)・(共生型生活介護) 「微・助っ人」(一般相談支援) 「セルフケア」(共生型児童発達支援・共生型自立訓練) 		
令 6. 4. 30	介護給付費等算定に係る体制等に関する届提出書 <p style="text-align: right;">令和6年6月1日付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所(事業種類) 「共働の家」(生活介護・短期入所・施設入所支援) 「若者宿」(共同生活援助(介護サービス包括型)) 「きょうどう」(就労継続B型・生活介護) 「みっくすベジタ」(就労継続支援B型・生活介護) 「いこいの家」 (居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)・(共生型生活介護) 「セルフケア」(共生型児童発達支援・共生型自立訓練) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">特記事項</td> <td>福祉・介護職員処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の申請</td> </tr> </table>	特記事項	福祉・介護職員処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の申請
特記事項	福祉・介護職員処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の申請		

<p>令 6. 6. 5</p>	<p>障害福祉サービス事業所「セルフケア」（自立訓練（機能訓練））指定事業更新申請</p> <p>指定共生型自立訓練（機能訓練） 定員 10 名 指定有効期間 令和 6 年 8 月 1 日～令和 12 年 7 月 31 日</p>						
<p>令 6. 6. 5</p>	<p>障害児通所支援事業所「セルフケア」（児童発達支援）指定事業更新申請</p> <p>指定共生型児童発達支援 定員 10 名 指定有効期間 令和 6 年 8 月 1 日～令和 12 年 7 月 31 日</p>						
<p>令 6. 8. 19</p>	<p>障害福祉サービス事業所「若者宿」（共同生活援助）指定事業更新申請 令和 6 年 10 月 1 日付</p> <p>指定共同生活援助 定員 248 名 指定有効期間 令和 6 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日</p>						
<p>令 6. 8. 20</p>	<p>障害福祉サービス事業所「共働の家」（施設入所支援・生活介護）指定事業更新申請と事業変更届 令和 6 年 10 月 1 日付</p> <p>指定施設入所支援・生活介護 定員 50 名 指定有効期間 令和 6 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日</p> <p>事業変更届（障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要）</p> <table border="1" data-bbox="434 990 1426 1198"> <thead> <tr> <th>変更項目</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表</td> <td>人員配置区分 5:1</td> <td>人員配置区分 3:1</td> </tr> </tbody> </table>	変更項目	変更前	変更後	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	人員配置区分 5:1	人員配置区分 3:1
変更項目	変更前	変更後					
介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	人員配置区分 5:1	人員配置区分 3:1					
<p>令 6. 8. 20</p>	<p>障害福祉サービス事業所「みっくすベジタ」（就労継続支援 B 型）指定事業更新申請 令和 6 年 10 月 1 日付</p> <p>指定就労継続支援 B 型 定員 50 名 指定有効期間 令和 6 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日</p>						
<p>令 6. 8. 20</p>	<p>障害福祉サービス事業所「きょうどう」（就労継続支援 B 型）指定事業更新申請と事業変更届 令和 6 年 10 月 1 日付</p> <p>指定就労継続支援 B 型 定員 35 名 指定有効期間 令和 6 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日</p> <p>事業変更届</p> <table border="1" data-bbox="416 1751 1444 1982"> <thead> <tr> <th>変更項目</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営規定</td> <td>第 7 条 (1) 指定生活介護 定員 40 名 (2) 指定就労継続支援 B 型事業 定員 40 名</td> <td>第 7 条 (1) 指定生活介護 定員 25 名 (2) 指定就労継続支援 B 型事業 定員 35 名</td> </tr> </tbody> </table>	変更項目	変更前	変更後	運営規定	第 7 条 (1) 指定生活介護 定員 40 名 (2) 指定就労継続支援 B 型事業 定員 40 名	第 7 条 (1) 指定生活介護 定員 25 名 (2) 指定就労継続支援 B 型事業 定員 35 名
変更項目	変更前	変更後					
運営規定	第 7 条 (1) 指定生活介護 定員 40 名 (2) 指定就労継続支援 B 型事業 定員 40 名	第 7 条 (1) 指定生活介護 定員 25 名 (2) 指定就労継続支援 B 型事業 定員 35 名					

<p>令 6. 10. 17</p>	<p>障害福祉サービス事業廃止届 令和6年12月1日付</p> <p>指定障害福祉サービス種別 ・「セルフケア」共生型自立訓練（機能訓練）（定員 10 名）</p>
<p>令 6. 10. 17</p>	<p>障害児通所支援事業廃止届 令和6年12月1日付</p> <p>指定障害児通所支援種別 ・「セルフケア」共生型児童発達支援（定員 10 名）</p>
<p>令 7. 2. 10</p>	<p>障害福祉サービス事業「微・助っ人」（一般相談支援）指定事業更新申請 令和7年4月1日付</p> <p>指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援） 指定有効期間 令和7年4月1日～令和13年3月31日</p>

5. 監理業務他委託業務契約締結(更新)

令 6. 4. 1	後志浄化槽センターと令和6年度の浄化槽維持管理業務契約について理事長の専決受け締結した。
令 6. 4. 1	イナホ観光(株)と令和6年度本利用者の通勤輸送業務委託契約書を理事長の専決を受け締結した。(月額金額 792,000円)
令 6. 4. 1	児童発達支援事業、放課後デイサービスの廃止に伴い子ども居場所事業として積丹町と理事長の専決を受け令和6年度(日中一時支援事業)委託契約を締結した。
令 6. 4. 1	古平町と令和6年度「古平町日中一時支援事業」委託契約書を理事長の専決を受け締結した。
令 6. 4. 1	(有)エイ・ワンと令和6年度社会福祉法人古平福祉会内各事業所の防災設備保守点検契約書を理事長の専決を受け締結した。
令 6. 4. 1	古平町と令和6年度古平町高齢者複合施設(高齢者住宅部門)の管理に関する協定書を締結した。
令 6. 8. 23	古平町と「ほほえみくらす」の改修工事時からのオイルタンク2基の無償での物品譲渡(所有権の移転)の物品譲渡契約書を締結した。

6. 諸規定等の制定及び改正

令 6. 3. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所「いこいの家」 指定共生型通所介護事業運営規程の一部正 (令 6. 4. 1 付) ・「風花」認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護運営規程の一部改正 (令 5. 4. 1 付 遡及) ・地域密着型通所介護「セルフケア」(第1号通所介護事業)(介護予防通所介護相当サービス)・共生型自立訓練(機能訓練)・共生型(児童発達支援)運営規程の一部改正 (令6. 4. 1 付) ・指定居宅介護支援事業所「微・助っ人」運営規程の一部改正(令6. 4. 1 付) ・指定訪問介護及び第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)運営規程の一部改正(令 6. 4. 1 付) ・指定訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護事業運営規程の一部改正(令6. 4. 1 付)
令 6. 8. 27	障害サービス事業者「若者宿」指定共同生活援助運営規程の一部改正 (令6. 8. 1 付)

<p>令 6. 10. 18</p>	<p>指定地域密着型通所介護事業・第1号通所事業所(介護予防通所介護相当サービス)「セルフケア」運営規程の一部改正(令6. 12. 1付)</p>
<p>令 7. 3. 21</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「風花」認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護運営規程の一部改正(令7. 4. 1付) • 古平福祉会理事長専決に関する規程の一部改正(令7. 3. 28付) • 障害者支援施設「共働の家」地域連携推進会議設置・運営規程の制定(令7. 4. 1付) • 指定共同生活援助「若者宿」地域連携推進会議設置・運営規程の制定(令和7. 4. 1付) • 指定一般相談支援事業所(地域移行支援・地域定着支援)「微・助っ人」運営規程の一部改正(令7. 4. 1付)

7. 役員等研修

令和6年度 年間役員研修計画及び実績

日 時	研修会名	場 所	役員名（予定）	参加者(実績)
令和6年4月	後志知的障がい福祉協会定期総会	小樽市 「ニュー三幸」	菊地代表幹事	R6.4.17 左同他 施設管理者2名
令和6年6月	「ふるびら和み」15周年記念講演 演題「あなたがいてくれる～大切な 人が旅立つとき～」 講師 内藤いづみ医師 主催：一般社団法人ふるびら和み 後援団体：古平町社協、古平福祉会、 いしばしあきら薬局	古平町	菊地代表幹事 青柳専務理事 斉藤理事 加我理事 本間(好)理事 大澤監事 村田監事 八戸監事 白川評議員 本間(良)評議員 本間(利)評議員 佐藤評議員 田口評議員 小玉評議員	R6.6.16 左同他 施設管理者
令和6年6月	令和6年度 全道施設長セミナー 「わが国の福祉施設のこれから～新 たな共生社会のあり方をさぐる」 講演 1.「人材確保、定着を考える」 講演 2.「業務改善のその先」	札幌市	菊地代表幹事 斉藤理事	R6.6.17～18 左同他 斉藤亮管理者 他
令和6年6月	れい明の里職親会 障害者雇用長期勤続表彰と入社激励 会 古平町行政説明 —古平町 成田町長	古平町	菊地代表幹事 青柳専務理事 加我理事 大澤監事 村田監事 八戸監事	R6.6.20 左同他 施設管理者
令和6年7月	後志総合振興局保健環境部と交流研 修 法人運営について(代表幹事より説 明) 参加者：後志総合振興局保健環境 部・子育て担当部長 上坂部長、朝利係長、安保主事	古平町	菊地代表幹事 青柳専務理事 斉藤理事 上野事務局長 他施設管理者	R6.7.31 左同他 担当施設管理者
令和6年8月	令和6年度 全国知的障害関係施設 長等会議 「これからの障害福祉に求められる こと 令和6年度報酬改定後の課題 と展望」	オンデマンド	菊地代表幹事	R6.8.5

令和6年11月	令和6年度社会福祉法人経営研究会	ハイブリッド 開催	菊地代表幹事	R6.11.7
令和6年12月	障がいのある方の交際・結婚・子育て支援を考えるセミナー —講師 菊地修二	札幌市	菊地代表幹事	R6.12.6 施設管理者1名
令和7年1月	北後志自立支援協議会全体会議 (ネットワーク部) 「就労選択支援」～新しい支援サービスの創設と目的	余市町	菊地代表幹事 斉藤理事	R7.1.15 左同他 斉藤亮管理者
令和7年2月	令和6年度全道施設長セミナー 「外国人人材の可能性と採用を探る」	札幌市	菊地代表幹事 斉藤理事	R7.2.17~18 施設管理者1名